

沖縄県警察電話交換業務員に関する訓令

発出年月日：平成22年3月23日

文書番号：沖縄県警察本部訓令2

公表範囲：全文（様式等省略）

改正 平成22.6 訓令11

（趣旨）

第1条 この訓令は、沖縄県警察電話交換業務員（以下「電話交換業務員」という。）の任免、職務、報酬、勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任命）

第2条 電話交換業務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とし、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命するものとする。

2 電話交換業務員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（辞職等）

第3条 電話交換業務員は、任期の途中において辞職しようとする場合は、辞職願を提出し、本部長の承認を受けなければならない。

2 本部長は、電話交換業務員が次のいずれかに該当する場合には、その意に反して解任することができる。

（1） 勤務実績が良くない場合

（2） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3） 電話交換業務員たるにふさわしくない非行があった場合

（4） 前3号に規定する場合のほか沖縄県警察職員の例に準じ、その適格性を欠く場合

（配置）

第4条 電話交換業務員は、警務部広報相談課又は警察署（以下「担当所属」という。）に配置するものとする。

（職務）

第5条 電話交換業務員は、担当所属長の命を受け、次に掲げる職務に従事するものとする。

（1） 警察本部又は警察署における電話交換の業務に関すること。

（2） その他担当所属長が命じること。

（勤務日、勤務時間等）

第6条 電話交換業務員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

（1） 勤務日 1週間に付き5日以内

（2） 勤務時間 1週間に付き30時間以内

（3） 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間

2 前項の勤務時間等の割振りについては、担当所属長が定める。

3 担当所属長は、特に必要がある場合においては、4週を平均して1週間の勤務日が5日を越えず、かつ、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で、特定の週において、5日を越え、又は30時間を超えて勤務させることができる。

(服務)

第7条 電話交換業務員の服務については、沖縄県警察職員の服務に関する訓令（平成12年沖縄県警察本部訓令第9号）を準用する。

(電話交換業務員の心構え)

第8条 電話交換業務員は、次に掲げる心構えをもって職務に当たらなければならない。

- (1) 服装及び身だしなみに十分配慮すること。
- (2) 懇切丁寧な言葉及び態度で応接すること。
- (3) 迅速・的確な電話交換業務を行うこと。

(報酬及び旅費)

第9条 電話交換業務員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第10号）に定めるところによる。

(災害補償)

第10条 電話交換業務員が任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところによる。

(報告)

第11条 電話交換業務員は、勤務状況を明らかにするため、電話交換業務状況について（報告）（別記様式）に所要事項を記載し、翌日までに担当所属長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日沖縄県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年6月21日から施行する。

様式等省略